

keiji araki

---

差出人: owner-kumiai-ml@yadonet.ne.jp は 全旅連 <ajra@yadonet.ne.jp> の代理  
送信日時: 2018年7月4日水曜日 16:11  
宛先: kumiai-ml@yadonet.ne.jp  
件名: [kumiai-ml] 事務連絡：公衆浴場における入浴着を着用した入浴等への理解の促進について  
添付ファイル: H300628 入浴施設における入浴着の着用の周知状況及び入浴拒否事例について.pdf

平成30年7月4日

都道府県事務局 各位

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃は、当連合会の活動推進につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件、厚生労働省では、別添の通り「公衆浴場における入浴に関する対応」について添付の通りとりまとめられました。

つきましては、適切な対応がとられるよう、添付の内容の確認および、添付の内容について貴組合傘下組合員の皆様へ周知いただきたくお願い申し上げます。

敬具



○入浴施設における入浴着の着用の周知状況及び入浴拒否事例について

別添1

周知を行っている自治体数	周知方法		件数 (※重複あり)
	事例		
56 /144	管内事業者に対し文書等で通知		37 /144
	管内事業者に対しチラシ等を作成して配布		15 /144
	ホームページで周知		15 /144
	セミナー等の実施		6 /144
	その他		17 /144

入浴拒否事例		
年度	件数	概要
平成25年度	0	
平成26年度	2	・専用入浴着での入浴を拒否された。 ・支配人が変わってから入浴着の利用を断られた。最終的に施設側が貸し出す入浴着の着用は認められた。
平成27年度	1	・他の利用者から、入浴着を脱がせて入浴させて欲しいとのクレームが施設側に寄せられ、施設側から入浴着着用の方に対し、入浴は臍までで胸からはシャワーを利用することを提案した事例があった(その後、保健所から施設側及び他の利用者に対し、入浴着着用者への理解と配慮を求めたところ納得いただいた。)
平成28年度	0	
平成29年度	1	・入浴着を着用しての入浴が可能か照会したところ、他の利用者の同意が必要と言われ、入浴を拒否された。

※調査時点は、平成30年1月31日(平成30年度のみ2月、3月は計上対象外)。

※調査対象は、公衆浴場法及び旅館業法の許可を受けた施設。

○入浴施設におけるオストメイト、入れ墨(タトゥー)がある外国人旅行者等の入浴に関する周知状況及び入浴拒否事例について

周知を行っている自治体数	周知方法	
	事例	件数 (※重複あり)
77 / 144	管内事業者に対し文書等で通知	41 / 144
	管内事業者に対しチラシ等を作成して配布	11 / 144
	ホームページで周知	9 / 144
	セミナー等の実施	6 / 144
	その他	33 / 144

入浴拒否事例			
年度	オストメイト／ 入れ墨(タトゥー)	件数	概要
平成25年度	オストメイト	0	
	入れ墨 (タトゥー)	0	
平成26年度	オストメイト	3	・利用を断られたことについて相談があり、施設に対して口頭で説明を行った。 ・公衆浴場事業者より、利用者からオストメイトが入浴しているのが不衛生でないのかとの苦情を受けてオストメイトの入浴を拒否したため、今後の対応すべきか問合せがあり、オストメイトの入浴は衛生上問題ないことから、入浴を拒否することは適切ではない旨を指導した。 ・オストメイトがストーマが人目に触れないよう入浴着を着用して入浴したことに対し、他利用者からクレームを受けた事業者から退去を求められた。
	入れ墨 (タトゥー)	0	
	オストメイト	1	・オストメイトである友人が入浴拒否されたことで、事実を確認したところ、別の入浴者からクレームがあり、店側が入浴を断った事例があった。店側は、差別的な意識は全くなく、申し訳なく願う、今後は状況に適切に配慮していきたいとのことであった。友人に指導状況を説明したところ納得され、本人にも伝えるとのことであった。
平成27年度	入れ墨 (タトゥー)	4	・宿泊予約していた外国人客が、浴室入口の「外国人お断り」の掲示を見て立腹し、宿泊をキャンセルした。 ・「入れ墨を理由に入浴拒否された」という苦情電話があった(2施設2件)。 ・「タトゥーがあることを理由とした入浴拒否があった。」
	オストメイト	1	・関係者から、オストメイトが公衆浴場で入浴拒否された旨の文書の郵送があった。
平成28年度	入れ墨 (タトゥー)	0	
	オストメイト	1	・浴槽施設でオストメイトの入浴拒否に関する申立があり、指導を行うとともに公衆浴場法又は旅館業法の営業許可を得ている全施設にチラシの送付を行った。
平成29年度	入れ墨 (タトゥー)	4	・入れ墨をしていると入浴を拒否されるため、保健所が指導すべきという苦情。 ・「タトゥーがあることを理由とした入浴拒否があった。」 ・外国人に限らず、入れ墨のある方全てについて、入浴を不可とするスローパー設置があるが、小さい入れ墨であれば、タオル等で隠すことにより可とする対応を検討中。 ・日本人男性から、入れ墨を理由に入浴拒否された相談があった。
	オストメイト	1	

※調査時点は、平成30年1月31日(平成30年度のみ2月、3月は計上対象外)。

※調査対象は、公衆浴場法及び旅館業法の許可を受けた施設。

※入浴拒否事例のうち利用者側の衛生上の問題であると思われる事例については除外。